



労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項に基づく労使協定
～ 労使協定方式 ～

ダム管理業務 B

2025/03/31

株式会社 北開水エコンサルタント

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社北開水工コンサルタント（以下「甲」という。）と労働者の過半数を代表する者（以下「乙」という。）は労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先でダム管理業務 B（調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務）に従事する労働契約期間（有期・無期）で雇用される従業員（以下「業務 B 員」という。）に適用する。

- 2 業務 B 員は、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、業務 B 員について、労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 業務 B 員は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、出張旅費、通勤手当とする。なお、賞与、出張旅費、通勤手当については分離支給する。

（賃金の決定方法・一般賃金）

第 3 条 業務 B 員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした表 1 のとおりとする。

（一）業務 B 員の比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和 6 年 8 月 27 日職発 0827 第 1 号「令和 7 年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について（以下「通達」という。）通達別添 1 に定める「その他の保安職業従事者」とする。

（二）地域調整については、通達別添 3 に定める職業安定統計による地域指数「北海道」を用いるものとする。

（三）業務 B 員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、給与規程第 2 章第 2 節に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

（四）通勤手当については、基本給及び賞与等とは分離し、第 6 条（四）のとおりとする。

(派遣労働者の賃金の決定方法)

第4条 業務B員の賃金は、次の各号に掲げる条件を満たした表1と表2のとおりとする。

- (一) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること。
- (二) 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとする (Aランク：10年 Bランク：3年 Cランク：0年)。

通達別添3に定める職業安定業務統計による地域指数「北海道」を用いる。

表1 同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額

職種別平均賃金	能力・経験年数	基準値(0)	1年	2年	3年	5年	10年	20年
基準値に能力・経験調整指数を乗じた値：時給円 (1459その他の保安職業従事者)		1,100	1,276	1,367	1,397	1,463	1,643	1,972
地域調整 地域指数 北海道	0.944	1,039	1,205	1,291	1,319	1,382	1,551	1,862
退職金(5%)上乗せ	1.050	1,091	1,266	1,356	1,385	1,452	1,629	1,956

* 能力・経験指数の年数は、派遣労働者の勤続年数を示すものではないため、派遣労働者が従事する業務の内容、難易度等が勤続何年目に相当するかを労使で判断する。

表2 対象従業員の基本給、賞与及び手当の額

等級	内容	通知総額 (1459その他の保安 職業従事者)	賃金時給 (円/h)	賞与 (円/h)	手当 (円/h)	合計額 時給(円/h)	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額 (円)	対応する一般の労働者の能力・経験 (年)
Aランク	遠隔確認作業の効率化、 荷役減、リスク回避の迅速項目の形式知化、 作業手順の現状と課題の確認、手順改善の 事例検証	情報連絡員	1,446	62	156	1,664 ~	1,629	10
Bランク	技術管理： セキュリティやインターネット接続対応等の技 術管理、行政情報や個人情報保護の徹底、流出 防止、ダムの維持管理の重要性及び巨額ダ ムの特徴	情報連絡員	1,170	62	156	1,388 ~	1,385	3
Cランク	基礎操作 機械故障時の連絡方法、気象、地震時の情 報連絡(気象情報の確認方法)、状況写真撮 影方法(実地訓練)	情報連絡員	1,051	62	156	1,269 ~	1,091	0

≥

(三) 業務B員の通勤手当は、給与規程自家用車通勤手当支給基準により相当する額を支給する。

(四) 退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金」については、通達に定める合算により比較する方法とし、一般基本給(令和5年賃金構造基本統計調査)に5%を乗じた額を加えた額と同等以上とする。

(賃金の改善)

2 第7条の規定による業務B員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額に調整係数を乗じる。

また、より高い遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

(賃金の決定に当たっての評価)

第5条 基本給の決定は、期間雇用社員就業規則第5章給与に示す業務実績、業務遂行能力、取り組み姿勢を公正に評価し第4条に示す労働者の平均的な賃金額の条件を満たした賃金とする。

賞与の決定は、会社の事業成績および収益状況等に基づいた賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第6条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については一般従業員に準ずるものとし、期間雇用社員就業規則第7章福利厚生までの規定を適用する。

(教育訓練)

第7条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣キャリアアップ・教育訓練計画書」に従って、着実に実施する。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第9条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間とする。

2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和7年3月31日

甲 株式会社 北開水工コンサルタント

代表取締役 森田 康 志



乙 株式会社 北開水工コンサルタント 本社

過半数代表者 松川 優 一



以 上